

公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和3年9月17日

茨城県公安委員会委員長 富田 信穂

1 審査区分、実施日時、事前申込期間、書類申請期間及び定員

審 査 区 分	実 施 日 時	事前申込期間	書類申請期間	定 員
空港保安警備業務1級	令和4年 1月13日（木） 午前9時から 午後零時まで	令和3年 12月1日（水） から 12月2日（木） の2日間	令和3年 12月6日（月） から 12月10日（金） の5日間	各区分 合わせて 10名
空港保安警備業務2級				
施設警備業務1級				
施設警備業務2級				
交通誘導警備業務1級				
交通誘導警備業務2級				
核燃料物質等危険物運搬 警備業務1級				
核燃料物質等危険物運搬 警備業務2級				
貴重品運搬警備業務1級				
貴重品運搬警備業務2級				

2 実施場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部2階 意見の聴取室

3 検定合格者審査の審査区分

(1) 空港保安警備業務1級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

- (3) 施設警備業務 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る旧 1 級検定に合格した者
- (4) 施設警備業務 2 級の検定合格者審査
常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (5) 交通誘導警備業務 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備に係る旧 1 級検定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務 2 級の検定合格者審査
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級の検定合格者審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備業務 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定合格者審査
貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

4 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、茨城県内に住所を有する者、茨城県内の営業所に属する警備員又は茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者であって、3 の(1)から(10)までのいずれかに該当するものについて実施する。ただし、次に掲げる者は今回の検定合格者審査の対象とはならない。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

5 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験とする。ただし、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験が合格基準に満たなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務の実施に関すること。
- (エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

徒手による護身術の基本動作2種目

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務の実施に関すること。
- (エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

徒手による護身術の基本動作1種目

6 検定合格者審査の申込手続

(1) 事前申込方法

検定合格者審査を受けようとする者は、事前申込期間中の午前9時から午後5時までの間に茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係（以下「生活安全総務課警備業係」という。）に設置された受付専用電話（029-301-0789）宛て事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、受付は先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。代理人による申込み及び受付専用電話以外による申込みの受付は行わず、1通話につき1人の申込みとする。

(2) 審査申請書の提出方法等

ア 提出方法

事前申込みにより受付番号を取得した者は、書類申請期間中の午前9時から午後5時までの間に、イに掲げる提出先にウに掲げる書類を提出すること。

※ 郵送による提出は認めない。

イ 提出先

- (ア) 茨城県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (イ) 茨城県内の営業所に属する警備員であって茨城県以外に住所を有するものは、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (ウ) 茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者であって(ア)又は(イ)のいずれにも該当しないものは、旧合格証の交付を受けた警察署の生活安全課（係）

ウ 提出書類

- (ア) 審査申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚
- (ウ) 旧合格証の写し
- (エ) 茨城県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（ただし、茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者については不要）
- (オ) 茨城県内の営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面（ただし、茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は不要）

7 審査手数料及び納付方法

- (1) 審査手数料 4,700円
- (2) 納付方法

審査申請書提出の際、茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付した審査手数料は返還しない。

8 審査当日の携行品及び服装

- (1) 必ず審査に係る旧合格証を持参すること（持参しない場合、審査を受けられない場合がある。）。
- (2) 筆記用具
- (3) 服装は、動きやすい服装（警備服等）とすること。マスクを必ず着用すること。

9 その他

- (1) 審査の合格者には、審査申請書を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、予定どおり検定合格者審査を実施できない場合は、審査の中止又は延期、定員の削減等の措置を行う。
- (3) 不明な点については、生活安全総務課警備業係（電話029-301-0110 内線3036又は3037）に問い合わせること。